

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 106 号 2025 年 8 月

HEADLINE

本号では、2025 年 6 月 20 日（金）（19 時～21 時）に開催されました 2025 年第 2 回 アジアビジネスローフォーラム研究会「トランプ政権の今後と日本の課題～変貌する米国と新しい世界秩序への対処」を取り上げました。日本ローエイシア友好協会、公益社団法人商事法務研究会及び当財団による共催のもと、アジアビジネスローフォーラム（ABLF）が主催したものです。Zoom を利用したウェブ会議方式にて開催されました。

（目次）

開会挨拶	2
ABLF 代表、元ローエイシア会長	
松尾総合法律事務所 シニアカウンセル弁護士 小杉 丈夫	
講演 1 「トランプ政権の今後と日本の課題 変貌する米国と新しい世界秩序への対処」	4
米国ニューヨーク州及びワシントン DC 州弁護士	
Mayer Brown 法律事務所ワシントン DC 事務所 パートナー弁護士 伊藤 嘉秀	
講演 2 「隘路を行く欧州 欧州アイデンティティの再構築」	14
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士	
ブリュッセルオフィス代表 藤井 康次郎	
質疑応答	29
閉会挨拶	39
ABLF 副代表、TMI 総合法律事務所 弁護士 酒井 邦彦	

司会： ABLF 事務局長、島村法律事務所 弁護士 島村 洋介

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・講演 1 資料（伊藤氏）
- ・講演 2 資料（藤井氏）

開会

（司会） 皆様、本日はアジアビジネスローフォーラム研究会「トランプ政権の今後と日本の課題～変貌する米国と新しい世界秩序への対処」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、ABLF 事務局長の弁護士島村洋介と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の研究会では、ワシントン DC とブリュッセルで活躍されているお二人の国際通商法の専門家とオンラインでつなぎまして、トランプ政権が何を目指し、今後どのような政策を展開していくのか、それに対して欧州がどのように対応しているのか、そして、その中で日本がどのような方針でこの新しい世界秩序に対処していくべきか等について議論していきます。ぜひ最後までよろしくお付き合いいただけますようお願い申し上げます。

本日の進行についてご説明いたします。まず最初に、小杉丈夫 ABLF 代表から開会の挨拶がございます。その後、講師のお二人からご講演をいただき、引き続き 25 分の質疑応答を行いたいと思います。最後に、酒井邦彦 ABLF 副代表から閉会の挨拶があり、21 時に閉会の予定となっております。

それでは早速、小杉 ABLF 代表に開会の挨拶をお願いしたいと思います。

開会挨拶

小杉 丈夫（ABLF 代表、元ローエイシア会長、松尾綜合法律事務所 シニアカウンセル弁護士）

皆さん、こんばんは。お忙しい中、また、遅い時間に、多数ご参加いただいて本当にありがとうございます。

ABLF は 2020 年 1 月に、アジアと日本の架け橋を標榜して始まった研究会ですが、今回はその枠を超えて、特別の企画として、ワシントン、ブリュッセル、東京の 3 極を結んで、「トランプ政権の今後と日本の課題～変貌する米国と新しい世界秩序への対処」を取り上げます。

ご案内のとおり、トランプ大統領は今年（2025年）1月の就任後、アメリカファーストを掲げて、矢継ぎ早に、国内外に、多大な影響をもたらす政策を次々と打ち出しております。国内では、政府効率化省（DOGE）の機構再編と人員削減、ハーバード大学留学生のビザの取消し、あるいは、バイデン政権が推進していた、多様性・公平性・包括性プログラム（DEI）の終了などを進めておりますし、外交面では、ご承知のように、多額の関税の賦課、地球温暖化対策のパリ協定からの離脱、ガザでのパレスチナ人への攻撃や、イランの核施設を攻撃するイスラエルへのあからさまな肩入れなど、枚挙に暇がございません。これに対して、ヨーロッパの対応というのを日本から見ていると、ある意味ではトランプ大統領に対する及び腰というか受け身の対応が目立つように見えます。ドイツの首相はショルツからメルツに変わり、英国もスターマーが首相になりましたけれども、いずれも、EUをリードするような力は見えていませんし、フランスのマクロン大統領も相変わらず一貫性のない動きを続けております。かつての一枚岩のEUは過去のものとなって、加盟各国の国内事情の影響がより強まって、アイデンティティの構築と進むべき道の模索に苦労している印象を受けます。

本日は、ワシントンとブリュッセルに駐在しておられる二人の気鋭の弁護士に講師をお願いして、トランプ大統領はいったい何を目指しているのか、また、アメリカとヨーロッパでトランプ政策がどのように受け止められているのか、世界はこれからどういう方向に向かおうとしているのか、日本の企業、日本人は、これから何を考え、どういう行動をとっていくべきか等の問題について、お二人から現地での知見と生活実感に基づいた報告をいただいて、その後の皆様との質疑につなげられればと思っております。

充実した研究会になることを期待して、私の冒頭の挨拶といたします。ご清聴ありがとうございました。

（司会） 小杉代表、ありがとうございました。それでは、改めまして、本日の講師のお二人をご紹介いたします。

まず、伊藤嘉秀先生ですが、米国ニューヨーク州及びワシントンDC州の弁護士で、Mayer Brown 法律事務所ワシントンDC事務所のパートナー弁護士でいらっしゃいます。在米の日本・日系企業、政府機関、公益団体等の法律顧問として、法務全般にわたる助言のほか、会社法、通商法、輸出入規制関連法、労務・雇用関係法、知的財産関連案件、独禁法、不動産リース、ロビング等を含む広い範囲の分野にわたりアドバイスをされていらっしゃいます。さらに、在米日本・日系企業等が紛争や各種クレームに直面したり、政府当局による捜査等の対象となった場合には、様々な防衛、訴訟戦略、仲裁手続、和解交渉等を通

じた効率的な紛争解決のための助言もされていらっしゃいます。同法律事務所入所以前は、日本の外務省北米局、在米日本大使館アジア局等で奉職されたほか、経済局で日本政府交渉団の一員として GATT ウルグアイ・ラウンド交渉にも関与されてまいりました。

次に、藤井康次郎先生ですが、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 ブリュッセル事務所のパートナー弁護士でいらっしゃいます。独占禁止法及び国際通商法を強みとするほか、国際争訟、デジタル法政策やサステナビリティ関連の公共政策業務にも精通されています。Chambers や Asian Legal Business 等の弁護士評議誌や日経新聞の「最も活躍した弁護士ランキング」、Financial Times 誌の「Innovative Lawyers Awards Asian-Pacific」等、メディアからの受賞歴も多数ございます。

それでは早速、伊藤先生から米国トランプ政権の現状などについてお話をうかがいたいと思います。

講演 1 「トランプ政権の今後と日本の課題 変貌する米国と新しい世界秩序への対処」
伊藤 嘉秀（米国ニューヨーク州及びワシントン DC 州弁護士・Mayer Brown 法律事務所ワシントン DC 事務所 パートナー弁護士）

<スライド 1>

皆さん、こんばんは。本日は、アジアビジネスローフォーラム、日本ローエイシア友好協会、国際民商事法センター、商事法務研究会の皆様の勉強会に参加させていただく機会を得まして、非常に光栄に存じます。法律関係の団体にお招きいただいたことから、当初は追加関税など、通商法に関連した内容の報告をすべきかなと思いましたけれども、参加される皆様の関心の対象はもっと幅の広い分野にわたるとのお話をうかがい、本日は、第二次トランプ政権を第一次政権の時代からワシントンの現地で体験している者の一人として、個人的な印象論になりますが、皆様にご報告させていただくことにしました。ご了承いただければ幸いです。

第二次トランプ政権の動きについては、連日日本のメディアを通じて報道されていることから、皆様は最新の動きについてはご承知のことばかりかと思います。本日の報告は、これまで皆様がニュースを通じて接してきているいろいろな情報を振り返り、この後、皆様と意見交換をさせていただく観点から、その前座として、総花的になりますけれども、用意してきた資料の項目に沿って、駆け足で第二次トランプ政権発足以来の動きについてご報告をさせていただければと存じます。資料の最後のほう（スライド 11）に、皆様が後で分析・調査をする際にご利用いただくための関係資料へのリンクを付けておりますので、

適宜ご利用いただければと思います。

本日は各政策の内容を掘り下げた報告をすることは割愛させていただきます。多様な政策を通じてのトランプ政権の特徴、統治スタイルの側面に焦点を当てた報告とさせていただきますので、ご了承ください。

なお、冒頭に申し上げますけれども、私はトランプ政権全般を批判する立場でも支持する立場でもございません。今日の報告は、あくまで一観察者として、あるいは傍観者の一人として、できるだけ客観的なコメントを申し上げようとするものですので、ご了承ください。もちろん、私は共和党員でも民主党員でもございません。

<スライド2>

今日の報告項目として、5つの項目に整理させていただきました。

<スライド3>

話が散漫になってしましますので、冒頭に本日の私の報告のポイントをとりまとめさせていただきました。

ポイントの一つとしては、トランプ政権の統治スタイルは特異であるように見受けられるけれども、雑音と本質を区別していく=雑音に惑わされないようにしていくことが非常に重要なかなと思います。トランプ政権の多岐にわたる各政策・措置が目指している本質的理解に努めるのが有益であるというふうに思います。また、トランプ政権の各政策や措置が、自らの事業や活動分野にもたらし得る影響を評価するのが有益であります。最後に、不確実性の継続、米国内外の環境の変化を前提に、リスクと機会の双方を検討し、機会を生かすべく、臨機応変に対応していくのが理想的と考えます。

当たり前のことばかり書いておりますけれども、いろいろな情報を見たり、いろんな方がおっしゃっていることを突き詰めて考えると、やはりこういう常識的な結論に至るということになります。

<スライド4>

まず、バックグラウンドとして、第一次トランプ政権から第二次トランプ政権の発足までの流れを復習しておくのが、なぜ今第二次トランプ政権がこういう動きをしているのかということを理解する上で非常に役立つのではないかなと思いまして、皆様の記憶をリフレッシュしていただく観点からこのスライドを用意しました。

大きな流れはこのスライドで整理したとおりでありますけれども、一言で申し上げれば、

第一次トランプ政権がコロナなどの影響もあり不完全燃焼のままで終わった後にバイデン政権が登場し、バイデン政権の下で進められてきた様々な政策に不満を持つ多様な利益グループの支援を得て第二次トランプ政権が復活した。そして、やり残した仕事を可能な限り、残された第二期の間に達成しようという決意を持って発足した政権であるということです。

第一次トランプ政権の当初は、トランプ氏が共和党の候補として最初に米国政治の頂点に立ったことから、伝統的な共和党主流の関係者も政権内に迎えられ、これらのアドバイスを得ながら次第にトランプ色を出そうとした流れになっていました。他方、これからいよいよトランプ色を出そうという矢先にコロナが勃発し、それによってもたらされた異常な国内外の環境によって、当時のトランプ政権の統治に反発した中道派の票が豊富な国内外の政治経験を持ったバイデン氏に流れて、ついにバイデン政権が誕生しました。それで、トランプ氏自身は、バイデン氏が大統領選で勝利したということは今でも認めておらず、2020年の大統領選挙は不正行為によって行われたものだという主張を続けております。

バイデン政権は、コロナ禍がもたらした国内社会・経済の異常事態による国民のダメージを最小限に食い止めるための各種支援を強力に推進し、国難から無難に脱出した形になりました。同時に、米国内の貧困層ですとか各種マイノリティなどの弱者を実質的に支援するための社会政策を強力に推進しました。その上で、政府の予算支出が増大し、活動が拡大したため、国内社会にインフレを招くとともに、政府予算の浪費や支援の行き過ぎなどの批判を招く結果となりました。また、特にバイデン政権の後半には、老齢化するバイデン大統領の指導者としての能力に疑いを持つ国民も増えてきた流れになりました。

そして、2024年11月に大統領選挙が行われ、トランプ元大統領とハリス現副大統領が対決することとなって、トランプ大統領の勝利に終わりました。第一次政権の時に比べて、トランプ大統領が取得した国民全体の投票数からいいますと、過半数を得ていたということで、トランプ大統領は非常に自信をつけていて、「国民からマンデートが与えられた。自分のやることは全て支援を受けている」というような立場で、勢いをつけた形で第二次トランプ政権が発足したという形になっております。実際に、投票数ではかなり拮抗していたわけですけれども、政治家のプロに言わせれば、伝統的に共和党と民主党が拮抗する州で全てトランプ氏が制覇したということは、やはりトランプ氏が国民全体として選挙では支援されたというふうに評価することはあながち不当ではないというコメントをする人もあります。

<スライド5>

次に、第二次トランプ政権発足後の主要な動きということで、このような勢いを持って発足した第二次トランプ政権が特に優先的に推進している政策分野について、5つの項目に分けて、これは本当にポイントだけ触れていくだけにとどめさせていただきます。この優先的に推進しているという意味は、必ずしもこの1~5の順番でやっているということではなくて、これらの分野での政策の推進が、日々のホワイトハウスの発表ですとか、例えば大統領の就任演説の内容ですとか、あるいは、直後に発表された多数の大統領令(Executive Order)その他の大統領のアクション、それから、4月29日に就任100日目=First 100 Daysとよくいわれるのですけれども、その時の自己評価の内容などからも、これらの政策課題を最優先しているということがうかがえるという意味で抜き出してみたのがこのリストです。

まず、「移民政策」については、これは毎日日本でも報道されていると思いますけれども、ICE(移民・関税執行局)といいまして、移民法の執行をしている連邦の機関がございますが、そこで強力に不法移民・不法滞在者の国外退去の措置に出ているということです。これは選挙公約の最優先の課題の一つでもあり、また、国民の多数の支援を得ているということを、私がこちらのアメリカに住んでいても肌で感じております。不法入国・滞在者に対しては、当初は犯罪者を中心に国外退去を強制するのだということで国民も納得していたわけですが、最近では必ずしも犯罪者に限定されず、ただ単に違法に入国したとか、あるいは不法に滞在しているというようなことだけでも、過去に疵がある移住者あるいは居住者も一緒に排除の動きに入っていて、特に民主党系の政治家が有力な地域でそれが集中的に行われていることから、この移民政策というのがトランプ政権にとって最も重要な政策の一つであるということがいえます。

この中で、移民政策の理由の一つになっている安全保障上の懸念から、中国からの入国者の審査が厳格になっているという現象も見られています。また、先ほど冒頭のお話でもございましたとおり、一部の大学で中国籍の留学生の審査も厳格になりつつあって、米国内の大学の経営にも深刻な悪影響をもたらすことが懸念されているという状況がございます。

2番目の「社会政策」です。これは社会政策といってもいろんな対象があるわけですが、こちらで最も大きな話題となっているのが、DEI(Diversity, Equity, Inclusion)について、「違法なDEIの排除」の動きが一般の企業のほうからも注目されております。既にフォローされている方には常識になっていると思いますが、「違法なDEIの排除」とは何かというのを一言で申し上げますと、背景として、1960年以降、アメリカでは、政府の機関ですか、あるいは雇用の現場で、人種とか性別、宗教、出身国等を理由とした差別をするこ

とは成文法で禁止されるという流れがあって、それを続けていたにもかかわらず、なかなか現場の世界では実体的な成果が現れていないという思いから、特に民主党系の政治家を主流として、「結果についても平等・均衡な結果が生じるような努力をしなければいけない」ということで、法律で定められている枠以上の積極的な Diversity、Equity、Inclusion を推進するためのプログラムを推進してきました。それに対して、一部の関係者から、「それは行き過ぎであって、法律の域を超えている。逆に、能力があって実質的に同等に扱われるべき人たちを排除することは逆差別に当たる」という主張がありました。そして、特に大学への入学基準をどういうふうに設定するかについて、憲法判決で「人種や性別を基準として大学の入学の判断をすることは違法であって、やってはいけない」という判断が出て以降、違法な DEI を排除していこうという意見が急速に広まり、その違法な DEI の排除を主張していたトランプ政権が発足して、それを実行に移してきているということです。

「これは雇用法の問題であって、あまり民間の事業には関係ないのではないか」という受け止め方をされる方もいらっしゃると思うのですけれども、実は、社会政策面のみならず、連邦政府の人事政策、調達、補助金、助成金、大学その他の研究機関への各種委託プロジェクトを通じて、経済への実体や国民生活にも潜在的に大きな影響を及ぼし得るために、大変注目されている分野でございます。

3番目の「行政府・行政機構改革」です。これは、DOGE(政府効率化省)という政府の効率的な運営をするための組織を大統領令で作って、イーロン・マスク氏の指揮によって大幅な支出カットと人員整理をする動きがございます。イーロン・マスク氏は既に第二次トランプ政権のポストを離れておりますけれども、今後も行政府とか行政機関の改革の動きは地道に進められていくものと思います。その背後に、あまり報道では出ておりませんが、実際にこの青写真を作っているのがホワイトハウスの一部の組織である OMB（行政管理予算局）という予算の執行・運営を担っている部門ですが、そのトップをしているラッセル・ボート(Russell Vought)という方がアーキテクトとして今でも実力を発揮されているということで、DOGEによって目立った形で進められた改革は今後地道に続けられるというふうに思います。

4番目の「安全保障・国際政治」です。これは皆様もうご承知のことですけれども、ポイントとして2点だけ簡単に、私の観点から見て注目したいなと思うことは、バイデン政権の頃から続いていた中国の霸権拡大を念頭に、米国の安全保障確保という機軸は本質的に変わっていない点です。表現の仕方、コメントの内容についてはスタイルの違いはありますけれども、コアの戦略的な方向性というのはアメリカ国内で既にコンセンサスができるために、トランプ氏がそれに異論を唱えるというような姿勢は示しておりません。あ

と、国際問題に対処するアプローチの仕方については、明らかにトランプ政権はその前のバイデン政権とは異なるスタイルをとっていて、米国への直接的な利害関係を判断基準としたバイラテラル（二国間）の交渉を主たる手段として国際問題に対処するという点です。マルタイラテラル（多国間）の協議によって国際問題を解決する、その文脈の中で米国の利益を反映させるというアプローチは避ける傾向にあります。これはいろんなところで象徴的に現れていて、最近カナダで行われたG7のサミットでも、マルタイラテラルなG7による協調姿勢を全面に出すというこれまでの伝統から離れて、米国は米国の主張をして利益を確保するのだという姿勢を示しているということからも明らかになっていると思います。

最後の「経済・通商・貿易」。これについてはトランプ政権が「相互関税(reciprocal tariffs)」と呼んでいる追加関税が4月2日に発表されてからにわかに注目を集めていますけれども、追加関税がいつ、どこで、どれだけ増加されることになっているのか、あるいは現になっているのか、それで、現在どういう状況にあるのかということにつきまして解説をしますと一日経っても終わりませんので、ここでの報告は割愛させていただきます。通商問題としていえることは、先ほどのマルタイラテラリズムからの乖離ということで一致しますけれども、多国間の貿易ルールから二国間交渉を通じての米国の利益確保の方針に転換しているということは第一期の時代のアプローチの仕方とも変わっておらず、またそれに復帰しているということです。

それから、安全保障を含む他の分野と絡めた、ディールによる解決です。通常、経済問題と安全保障問題とは分けて、経済は経済の問題として解決のパッケージを図るというのがアプローチの仕方としてとられるわけですが、トランプ政権下では全てのことが安全保障に直接・間接に関連する以上、貿易問題、投資問題、国際取引問題の面においても安全保障を無視した解決はあり得ないという思想・主張に基づいて包括的な解決が図られています。関税に関する交渉についてもそのような考えがにじみ出ているというふうにうかがえます。正式に追加関税について解決されたと表明されたのはまだ米英間の合意だけですが、その他主要国で行われている、日米間の関税の交渉であっても同じようなアプローチがとられているものと推測されます。

＜スライド6＞

あと、第二次トランプ政権発足以降の主な動きとしては、民主党の影響力が低迷しているということ、それから、既存のメディア機関への不信感、外部からの偽情報、世論操作が活発に行われているということが指摘されようかと思いますが、時間の関係で、これは

項目だけのご説明にさせていただきます。

<スライド7>

ここからは「トランプ政権の特徴」は何だろうかということでございますが、これは全く私の個人的な観察に基づくもので、これ以外にもっと特徴があるではないかという指摘が当然あり得るかと思いますが、こういうことを考えている者もいるのだという程度に聞き流していただければと思います。

まず、トランプ政権の本質は何なのかということです。これは、多様な利益を追求するグループの集まりです。言葉は悪いのですが、グループが雑居しているということ=異なる価値観とか世界観、信条を持った多様な組織、団体、個人の連合政権がトランプ政権の本質ではないかというふうに思います。これまでの共和党主流の価値観を信奉するグループはその一部であるということです。それで、唯一の共通項は何だろうかということになりますと、トランプ大統領の個性、影響力を通じて、多様なグループや個人が自らの価値観ですとかアジェンダなどを政策に反映させるよう、大統領へのアクセスを求めて権益を追求しているという組織が現在のトランプ政権ではないかと思います。共通な価値観ですかとか世界観、信条に基づいて、マクロ的な視点から中長期的な戦略を緻密に立てて、多方面で政策を一貫性のある形で、あるいは整合性のとれた形で立案して実施しようというアプローチはとっていないということがいえます。

2番目に、トランプ大統領個人の絶大な影響力（求心力）の維持、強化を図っている点です。これは日々の報道からも皆様感じられていると思いますが、トランプ大統領はそれぞれの政策分野で、自らが多くの国民の注目を得ることに非常に重きを置いておりまして、それによって絶大な影響力を維持して強化を図る努力をしているように思われます。主要な政策措置は政権内の幹部の間で議論をさせて、様々な意見を聞きつつも、最後は自分が判断するというスタイルを堅持しているように思われます。下から上に上げていく決定のプロセスはっていません。下から上に上げるプロセスをとれば、当然コンセンサスができた上で大統領がそれをエンドースするという流れになるわけですけれども、そういうアプローチをとっていないために、最終的にトランプ大統領がどういう決定をするのか、最後の最後までわからないという状況になっております。

次に、Executive Actions、特にExecutive Orderによる統治ということです。これはトランプ政権に限らず、最近の大統領がとっている治世の仕方なのですが、伝統的には、連邦議会で大局的な立場から成文法が作られて、それに従って大統領が執行するという流れですけれども、議会で民主党と共和党の対立がなかなか解決しない、特に、主要な政策分

野ではそれが不可能になっている状況で、Executive Order=大統領の権限で一方的に自分の施策を表明して推進していくという手法がとられております。これまでも、オバマ政権もその施策をとって批判されているわけですが、トランプ大統領は圧倒的に、就任日からこのExecutive Actionsを駆使して、先ほど申し上げた主要な政策分野での措置を矢継ぎ早に出してきているということがいえます。

次に、既存の法令、慣行、秩序、不文律、専門家等への挑戦ということです。トランプ大統領は選挙運動中から、「自分が大統領になればワシントンの汚い沼地をきれいにしてやるのだ。ワシントンをきれいにして国政を国民に取り戻す」というふうに主張し続けております。トランプ政権の第一期中は、共和党系の政治や行政のプロとみなされていた関係者が政権内に入り、トランプ大統領は様々な助言を受けていたわけですが、これらのプロが助言する政策を実施しようとしてもなかなかうまくいかない、成果が上がらないという認識を持たれたようで、このような過去の経験を踏まえて、第二次トランプ政権では、トランプ大統領が個人的に信頼している政治や行政の素人なども積極的に政権に迎え入れて、自分の意思が即実施されるというような体制で進んでいるということがいえます。例えば外交の分野では、これまで不動産の分野で実績を上げてきたスティーブ・ウィトコフ(Steve Witkoff)という方がいますけれども、その方を中東問題の特使に指名したり、本来中東の特使ということで進められたウィトコフ氏が今度はウクライナとロシアの紛争の解決のためにも活躍しているというような状況はトランプ大統領の意向を如実に反映するものではないかなと思います。

<スライド8>

もう一つ特徴なのは、頻繁に裁判所（司法審査）の関与が行われているということです。非常に積極的にExecutive Orderで様々な行政措置をとろうとしているために、当然それに対しては「違法ではないか、違憲ではないか」という主張があって、トランプ政権の多くの側面について多数の訴訟が提起されております。今日用意した資料の最後（スライド11）にも、これを包括的にモニターしている団体が、少なくとも私が見ただけでも2つございますので、そのリンクをご覧になると、今どういう問題が裁判で争われているのかということがかなりリアルタイムでフォローされておりますので、参考としていただければと思います。

次の特徴としては、「米国第一」の原則に基づく「弾力的な政策」、「試行錯誤」による各種政策措置の実施です。これは先ほど申し上げた、中長期的な戦略的な計画があるわけではなくて、それぞれの利益団体が大統領に進言して、大統領がとりあえずやってみて、う

まくいかなければ臨機応変に変えていくというスタイルは多くの政策分野で見られる実態ではないかと思います。

他の特徴としては、支持者の実利・実益を重視していることと対立者への報復です。対立者への報復という観点からは、民主党政権時代にトランプ氏や共和党関係者をターゲットにし様々な訴訟の手段を通じて責任を追及しようとする動きを支援した法律事務所などを、トランプ大統領は、大統領令を発令し、名指しでターゲットにして、米国政府へのアクセスを禁止するとか調達を禁止するというような動きに出ているというのは非常に特徴的ではないかと思います。

さらには、メディアを駆使した治世というのもトランプ政権の特徴といえます。

<スライド9>

それでは、トランプ政権は何を究極的に目指しているのかということでございます。この点については、先ほど申し上げたとおり、政権全体としての一貫性のあるストラテジーとか、その背後にある共通する明確な価値観というのではないのですが、トランプ政権を支えている究極的な思想は何かといえば、やはり「アメリカ第一」に行きつくのではないかと思います。ただ、「アメリカ第一」とは何かというのは非常に抽象的なものですから、「アメリカ第一」の旗の下でいろんな政策を推進したいという方が集まっているということです。

そして、その推進している主力な団体は何か、その内容は何かということについては、これも私の個人的な独断でリストしたものですが、まず、Agenda 47 です。47 というのは第 47 代の米国大統領という意味で Agenda 47 となっているわけですが、トランプ政権を支援するグループが「第 47 代大統領が追求するアジェンダはこういうものである」というふうに公表している政策綱領的な文書です。

第二次トランプ政権に、政策の分野で影響力を与えている他のグループとして、Project 2025 を挙げることができます。Project 2025 というのはトランプのキャンペーンとは直接関連はないのですが、The Heritage Foundation という保守党系のワシントンのシンクタンクが新しい政権が生まれるたびに政策勧告を行うために取りまとめた文書を指します。2025 年から始まる政権に対する政策提言という意味で取りまとめた政策勧告書となっております。

Agenda 47 と Project 2025 は共通する部分がありますが、ただし、必ずしも一致していません。トランプ氏は、大統領選挙運動中、Project 2025 については自分のオフィシャルな立場ではないということをたびたび述べておますが、実際にこれまでトランプ政権が

発表してきている政策内容を見ますと、かなり Project 2025 で主張されていることが反映された政策が行われておりますので、今後どういう政策が出てくるのかということを予見する意味で、Project 2025 の文書と、Agenda 47 はオフィシャルな文書ですので、この 2 つは基本文書として押さえておくのが将来の政策展開の予測をする上で非常に重要なのかなと思います。

<スライド 10>

最後に、企業の対応です。これは、時間も来ましたので、項目だけ読ませていただく形にします。具体的なご質問があれば、後の質疑応答のところでコメントさせていただければと思います。

ノイズと本質を見極めていくというのが非常に重要である。これは冒頭申し上げたとおりでございます。

本質が自らの事業・活動に及ぼし得る影響を把握するということ。それから、トランプ政権の思想の背後には弱肉強食の思想が貫徹しています。したがって、日本企業が事業を行う意味で、自分が行っているビジネスの相手が強者になるのか敗者になるのか、つまり、勝ち組につくためにはどうしたらよいかということを判断していくことが非常に重要になってくるのではないかと思います。

米国の関税等については、当然米国外でいろんな反応があるわけで、それが事業に対する影響を見極める上で大きな要素になりますので、中長期的な戦略から、また、短期的な観点からも、関税問題でどういうふうに中国や欧州が動いてくるのかということは、米国内をウォッチすると同時に外国での動きをウォッチして、自分たちの立ち位置を決めるということが必要になってくると思います。

不確実性を前提とした、臨機応変な体制の確保。これは言わずもがなでございます。

目前の事業へのリスク評価。これはもう既に皆さんやっていらっしゃるわけですが、もう一つの視点として追加したいのは、リスクはたしかに不確実性で不安な側面はあるけれども、内容によっては、自分たちが長年したためていたグローバルなビジネス戦略上の機会を提供することもあり得るので、特に、長年 M&A 等を検討していた企業の買収がしやすくなるとか、米国での投資の良い機会になるとか、いろいろな視点もあるかと思いますので、その機会についても検討するというのが非常に重要になってくるのではないかと思います。

<スライド 11>

これは参考資料として用意しているものですので、クリックすれば資料に直結するようになっております。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

(司会) 伊藤先生、どうもありがとうございました。日本でも、毎日ニュースを見ていてトランプ政権の話が出てこない日はないという感じで、いろいろな情報の中で我々もてんてこ舞いになっておりますが、本日「トランプ政権の特徴」というお話をいただき、日々のニュースを見るうえでの視点をご教示いただけたかと思います。

それでは、続きまして藤井先生から、米国に対する欧州の見方、対応についてお話ししいただければと思います。

講演2 「隘路を行く欧州 欧州アイデンティティの再構築」

藤井 康次郎（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士・ブリュッセルオフィス代表）

<スライド0>

では、ここから藤井にて、今ヨーロッパがどういう状況に置かれているのか、どのような課題に直面しているのかについて、第二次トランプ政権の動向に関するものも含まれておりますけれども、解説していきたいと思います。また、今後のヨーロッパの方向性についても少し触れられればと思っております。私も、普段は細かい法律の話をすることが多いのですが、今回の研究会にあたりましては、大きな視点から、アメリカ、ヨーロッパの現状、そして、これからどうなっていくのかという話をさせていただくということでご依頼をいただきましたので、そのようなハイレベルな観点から話をしてまいります。特に、欧州の今後の政治、経済、そして、規制面を含めたリーガルの動向を理解していく上で基礎となるようなところを本日はお話しできたらと思っております。そして、そこから、欧州で日本や日本企業にとりどのようなリスクがあるのか、もしくは、チャンスを広げていくことができるのかというところについて、少しでもご参考になるような話ができましたら幸いです。タイトルは「隘路を行く欧州 欧州アイデンティティの再構築」とございますけれども、お話をしていくうちに、タイトルの含意についても触れたいと思います。

<スライド1>

まずははじめに、ヨーロッパは今たいへん厳しい状況に置かれています。冒頭に小杉先生からもお話がありましたように、なぜ確固たる自信を持ったヨーロッパとしてのアクションがとれないのかというところの背景ともいえますが、今、地政学、そして、最近日本でも話題になっている地経学という観点から、ヨーロッパは苦境に立たされています。原因は大きく3つあり、やはり、①ロシアによるウクライナの侵攻とその長期化、②中国の政治及び経済の著しい台頭、そして最後に、伊藤先生も触れられました、③米国の自国中心主義の強化と内向回帰という戦後80年ぐらいを経て米国の逆回転が始まっているというところがございます。

こうした変化はヨーロッパにゲームプランの変更を余儀なくさせています。もともとどういうゲームプランでヨーロッパが進めていたかと申しますと、まずは、秩序ある国際貿易投資レジームです。GATT、WTOをはじめとしたルールベースの国際投資レジームというものがあり、その下でグローバル化が進んでいくというところが一つのゲームプランの前提条件でした。

また、大西洋、すなわちロシア・ユーラシアとの関係で、安全保障への米国コミットメントが強いこともゲームプランの2つ目の重要な条件でした。

また、ヨーロッパは、自国の市場も大きいですけれども、それと並んで中国やアメリカといった巨大な市場から利益を得るということで経済を回してきたというところもございますし、サプライチェーンの中に大胆に中国を組み込むことで、中国の安価な労働力、資源というものをフル活用してヨーロッパの成熟した産業を回してきているという側面もございました。これらについてもゲームプランが変わりつつあるという状況です。

そしてもちろん、ロシアからの安価かつ安定的なエネルギー、天然ガスなどの調達によって、経済を、そして市民の生活を維持していたというところがございます。

これらが、ロシア、中国の台頭、米国の自国中心主義によって大きく変わってきているというところがヨーロッパの苦境でございます。

<スライド2>

次に、タイトルにある「アイデンティティ」でございますが、ヨーロッパのアイデンティティというのは一言でなかなか語り尽くせないのですが、ただ、法律家から見ると、顕著な特徴というものがあるかと思っております。

まず、規制によって欧洲社会経済圏というものを創り出していくというところが特徴かと思います。加盟国は現在27あり、その加盟国は一つ一つが主権国家ですが、特に経済、投資、お金、人の移動に関して加盟国間の障壁を取り除きつつ、より普遍的で合理性を標

榜するヨーロッパ全体に適用される規制で置き換えていくことによって欧州単一市場を創出していく、規制によってダイナミックな経済圏を創出していくというところがアイデンティティの一翼を担っていると法律家的には思っております。

また、その規制の特徴ですけれども、欧州市民社会というエーストスが非常に色濃く出ていて、近時では人権、環境等の社会課題への対応を軸としていて、そうした社会課題の解決のために先端的、先鋭的な規制を提案して、そして実際に実施していくというところが、私が考える欧州のリーガルな面でのアイデンティティ、そして、これは政治的なアイデンティティにもつながっていく部分だと思っております。

実際に、第一次フォンデアライエン政権（2019年～2024年）の5年間の間に、欧州の規制の採択は400を超えるということで、驚きの数でございますけれども、非常に膨大な数の規制の提案がなされ、検討がなされ、そして採用されているということがあります。

他方、当然ながら、皆さんご承知かと思いますけれども、こうした理想主義的な欧州、そして、加盟国を超えて欧州としてのまとまりを強くしていくという動向は、それを強くすればするほど、ある意味反作用として欧州社会の現実というのも目立つようになってきました。反EU、そして、欧州連合ではなくて各加盟国の自主尊重という志向も強くなっています。反移民や極右政党などの支持というのも非常に強くなってきておりますし、また、産業界からは、欧州の規制に伴うコスト増を嫌う声が非常に強く出てくるようになっております。

<スライド3>

ここは法律家の研究会でもありますので、欧州規制の特徴と代表例に少し触れておきたいと思います。さきほど申し上げたように、欧州規制は「普遍性」を備えるという部分もあれば、先端的課題に取り組むという意味で、かなり実験的・野心的な規制も多いというふうに考えております。ただ、実験的・野心的であるだけではなくて、規制の提案や採用に至る過程について透明性がかなり高くて、そして、でき上がった規制はそれなりの体系性を備えていて、研究対象や、もしくは他国に参考にされやすいという特徴があります。それ故、日本も含めた他の法域への強い伝播力というのを有しております。

例えば、「競争法・デジタル競争規制」なども、やはりヨーロッパでかなり議論が進んだところがございまして、競争法についていえば、自然体の経済活動や市場原理を活かすというだけではなくて、欧州単一市場の実現のために、より積極的（proactive）に競争法を適用して、バリアを取り除いていくというところが他国にない特徴です。それ故、案件の積み重ねとか実験的なケースについても取り上げられるという特徴があったかと思います。

また、アメリカのビックテックへの対抗という形で取り上げられることも多いのですけれども、私が考えているのは、米国のビックテックへの対抗というよりは、やはり、ヨーロッパにおいては破壊的イノベーションというものが中国やアメリカと比べると欠如していて、それ故に、競争法を適用することによってこうしたイノベーションの萎縮効果があるのではないかという部分についての反対利益への考慮がききにくいというところが指摘できるのではないかと思います。こうしたこともあり、競争法が米国プラットフォームやテック企業に先端的に適用されてきたという経緯があります。

また、皆さんご案内のとおり、個人情報保護法も非常に強力で、「データ規制」も最近また広く深くなっているということが指摘できます。根本的には、もともとデータに関しては、fundamental rights といいまして、基本的人権と直結したものだとヨーロッパ社会では考えられていて、それぐらい自分自身の個人情報に対してのコントロール権というものが社会の価値観としてしっかり根付いていた部分が大きいかというふうに思っております。また、個人情報のコントロールから、その先にある、データの社会的・経済的利益はいったいどこへ行くべきかという点に関しても、やはり、これは一私企業とか特定の企業にだけに利益が偏るのはおかしい、これは市民の権利に基づくものであるから、データ主体のために活用されるべき、さらにはより公共的な形で活用されるべきだ、広くいろんな人の利益に還元されるべきだという問題意識が根底にあって、例えば、最近の Data Act であるとか、Data Governance Act であるとか、AI 規制であるとか、そうした非常に先端的なデジタル規制というものが欧州では提案をされていて、実際に実現していくという過程にあると思います。

また、3本目の柱として記載しておりますが、「環境・サステナビリティ」が、人権に関するデューディリジェンスや、開示の義務化、もしくは、脱炭素化に向けた巨大かつ精緻な規制体系というものも、後にも触れますけれども、ヨーロッパは作り上げております。

こうした形で、規制を中心にいろいろと物事を進めていくというのがございまして、例えば、中国、アメリカと並んで、ヨーロッパが第三の帝国として、それを踏まえて「規制の帝国」だというふうに表現されることもありましたし、また、もっと最近には、「ブリュッセル効果」という言葉を皆さんもお聞きになったことがあるかと思いますけれども、非常に流行った経緯があります。

<スライド4>

この「ブリュッセル効果」について私なりに少し冷静に考えているところがございまして、これは単純にヨーロッパの規制がコピペされてもかの国に広がっているということで

はなくて、GDPR（一般データ保護規則）とか競争法では比較的ヨーロッパの規制のモデルが他国に採用されたことは多かったのですけれども、近時はそれほど単純な話でもなくなっています。もともと、このブリュッセル効果というのは、私が考えるに、やはり欧州規制が域外の規制とか、もしくは域外の企業、個人の行動に与える影響とその過程というのをより精緻に考えていく必要があると考えております。

ブリュッセル効果がなぜ生じるのかという点はいろんなルートがあると思っていまして、単純ではないと考えています。一つ目には、再三申し上げたように、合理性、普遍性、先端性、説明能力等を備えているので、域外のルール形成においても参照されやすいということが挙げられるかと思います。

二つ目はより強引な手法でございまして、高水準な義務をヨーロッパ域内に課しつつ、ただ、ヨーロッパの企業だけが高水準の義務を守っていると、ヨーロッパの外にある企業が有利となって非常に不平等であるから、同じような負担をヨーロッパ域外の企業にも課したいという要望は常にヨーロッパではあります。そのために、国境で調整する。例えば、輸入制限をしたり、追加の賦課金を国境で課したり、もしくは、データの移転を規制したりという形で、域内と域外の水際のインターフェースを制限的に調整することで、ヨーロッパの基準を守っていない製品、サービス、企業がヨーロッパ域内で活動しにくくする。そのような形で規制の枠組みを作って、他国に同じレベルの保護の水準を求めたり、企業に幅広くヨーロッパの保護水準を守るように、ある意味強制的にインセンティブを与えるというようなメカニズムを通じて影響を与えるパターンもあります。

また、サステナビリティ規制等は国際的なサプライチェーンの再構築を求めることもありますので、その結果、当然ながら域外の企業の行動にも大きな変化を与えております。

さらに、より直接的には、欧州規制を何らかの法的根拠をつけて域外適用するというような形で企業行動に影響を及ぼす場合もあります。

ただ、こうしたアプローチは非常に目立ったわけですけれども、他方で、これは国際ルール形成とは異なりまして、ヨーロッパが考えるルールをヨーロッパの域外にも守らせるという側面があって、非常に「一方的」であることがありますので、どれぐらい遵守してもらえるのかとか、そうした辺りは実は限界もあるということが指摘できるかと思っております。ですので、ブリュッセル効果も万能ではなくて、やはり、かなり限界もあると考えております。

むしろ、ヨーロッパのルール形成の過程というのを私は着目しておりますけれども、先進的課題への対処についてルール形成を進めていく、そのプロセスのモデルとしての意義

は、ヨーロッパは今後大きくなっていくのではないかと思います。過去にほかの国や誰かが解決した課題であればそのルールをまねすればよいわけですが、今、アメリカも日本もヨーロッパも、誰も解決したことがない先端的な課題をどう解決していくのか、どういうルールがよいのかというのを考えなければいけないときには、キャッチアップ型ではなくてフロントランナーにならないといけないわけで、そのフロントランナーとしてルールを作っていく場合は、どちらかというとヨーロッパの政策形成モデル、透明にして、様々な企業とかNGO、市民社会から、もしくは法律の専門家からもいろんな意見を募集して、その結果、ちゃんとスケジュールに沿って討議をしていく、実際に実施する。そして、実施した後に、数年おきに見直し規制というのが入っていますので、必ず見直されて、現実的にワークしているのかどうかをちゃんと検証しながら進める。こうしたルール形成のプロセスというのはヨーロッパが持つ強みになり得ると考えております。

<スライド5>

第一次フォンデアライエン政権の時からヨーロッパはどのように大きな戦略、方向性を打ち出したかというと、「欧州グリーンディール」に象徴されるように、2019年12月に出ていますが、気候変動対策とか環境問題とかサステナビリティを経済活性化のチャンスに変えていくと。そのために大胆な規制を次々と導入していく政策パッケージを提案して実施していくというところが大戦略であったと考えております。

この欧州グリーンディールは、脱炭素や循環経済（サーキュラーエコノミー）、生物多様性や持続可能な食料生産、Farm to Fork（農場から食卓まで）などともいわれますけれども、こうした多様な課題をカバーして、これをヨーロッパの産業競争力に変えていくのだという非常に野心的な成長戦略を描いておりました。

<スライド6>

これを実施するために、また、ヨーロッパのパリ条約の温暖化ガスの排出削減目標を遵守する観点からも、「FIT for 55」ということで、2030年までに1990年比で55%削減することを目標としてヨーロッパは打ち出しているわけですが、これを実現するために様々な政策の束を提案して実施していくというところがございました。

皆さんもよく聞くことがあるのではと思われるには、例えば、日本でも導入されるETS（排出権取引制度）の枠組みであったり、CBAM（炭素国境調整措置）と呼ばれるものであったり、また、左下のほうにあるAutomotive CO₂ emission standardでは、自動車のゼロエミッション=2035年には新車の二酸化炭素の排出をゼロにする、EV化することで

ですが、そうした大胆な政策などがここで発表されて実施されているというところがございました。

これを法律的にピン留めするのが「欧州気候法」というもので、2030 年に 55% の削減、2050 年には 1990 年比でニュートラル (0%) にするのだというようなカーボンニュートラルの脱炭素目標を定めて、各加盟国に目標達成に向けて必要な措置を講じる法的な義務を法定したというものです。

<スライド 7 >

ただ、2024 年になりますと、こうした理想主義的なものの進め方の限界も見えてきました。第二次フォンデアライエン政権の力点は、産業競争力と経済安全保障の強化へと大幅にシフトしてきております。2024 年の欧州議会選挙では、右の図にございますけれども、中道右派と右派が勢力を拡大し、そして、政治的な関心が、グリーンとか欧州市民社会的な関心から、どちらかというと産業界を支持基盤とする政治勢力が拡大したことをもって、産業界寄りに変わってきております。また、冒頭申し上げたように、欧州のゲームプランの変更を迫る環境要因の変化があって、いよいよ経済的な苦境に立たされるということがあって、産業の実際の声に耳を傾けないといけないという姿勢が第二次フォンデアライエン政権では非常に強くなっています。

それを象徴するように、いくつも重要な政策文書やパッケージというものが出てきています、こちらでは代表的なものを書いておりますが、まず、「ネットゼロ産業規則」(2024 年 5 月)。例えば、グリーン産業をプロモーションするのはよいけれども、ヨーロッパの産業のプレゼンスを強くしなければいけないということで、ネットゼロ産業規則ではその基本原則がうたわれています。

そして、「ドラギレポート」(2024 年 9 月) です。ドラギ氏は元欧州中央銀行総裁で、ヨーロッパ金融危機を乗り越えた人として非常に著名な方ですが、そのドラギが「欧州競争力の未来」ということで、競争力を正面から見据えて、環境とか気候変動ではなくて、まず競争力というものを最優先としてレポートを書いて、それをフォンデアライエンが非常に尊重するという形になっています。その中では、米中とのイノベーションのギャップを解消せねばならないと。そして、脱炭素と言っているだけではなくて、それを競争力の強化に結びつけないといけないと。特に、エネルギー価格の引下げというものについてしっかりと取り組んでいかなければならないと。レジリエンスの強化というのは経済安全保障のことなどでございまして、特定の国だけに依存していくのはいけないということで、念頭にあるのは、例えば中国、そして、現在の政治情勢においてはアメリカへの依存度というのも

真剣に見直されるようになってきております。

ドラギレポートの提案の要諦は規制緩和ですね。先ほどまで「欧州は規制の帝国だ」というふうな話を申し上げましたけれども、行き過ぎた規制が企業のコスト増につながっていて競争力を損なっているという認識を元に、規制緩和を進めないといけないと。そして、規制を緩和するだけでは産業は成長しませんので、そこにファイナンスを付けることで、官民の投資を促進していくということです。それで、欧州の強みは、単一市場として機能すれば、市場も非常に大きいですし、分業体制もできるということで、欧州単一市場の完全なる実施を提唱しているということになります。

そのために、競争政策、貿易政策、産業政策を統合的、整合的に実施すべきだというのが彼の強い提言になっています。従来、欧州においては、産業政策とか保護的な貿易政策というものは一時期なりを潜めていて、あまり声高に言われることはありませんでした。競争政策というのは欧州単一市場を作るために必要なで非常に強く主張されていましたけれども、産業政策になると、どちらかというと個々の加盟国が自分の国の産業を強くするということで、フランスはフランス、ドイツはドイツというふうにやり始めると、欧州全体においてはむしろ不毛な競争、無駄なコストになるということで、あまり言われていませんでした。しかし、このドラギレポートでは、産業政策が重要であるということが正面から言われた点が斬新かと思います。貿易政策も、保護的な貿易政策ということも念頭に置かれて書かれていて、単に今までのよう自由貿易を推進していればよいという立場から、ヨーロッパ産業を守るために必要な通商措置もきちんと活用していかなければいけないということもハイライトされております。

その後の「競争力コンパス」(2025年1月)は、基本的にドラギレポートを継承するような形で欧州委員会がフォーマルな形で発表した、競争力強化のための政策パッケージでございます。ここに書かれているように、横断的な政策展開としては、規制の簡素化、単一市場の最大限の活用、資金調達の強化、人的資本の強化、EUと加盟国の政策調整の円滑化等がうたわれております。

また、それをクリーン産業に特化したのが「クリーン産業ディール」(2025年2月)でございまして、クリーンな製造大国としての主導権を握っていくという非常に高い目標が掲げられていて、そのためには、安価なエネルギーへのアクセスを保障する。そして、クリーンな製品が高くても売れるように、需要を喚起するための政策を導入する。また、官民投資・資金調達のパイプを強化する。あとは、循環経済(サーキュラーエコノミー)と重要な原材料へのアクセスを改善する。実は、ヨーロッパは資源があまりない国で、そこは日本と共にしているので、外国に資源を依存しないといけません。これを、リサイクルを

活用することで、そうした弱みを少なくしていく。また、それと同時に、外国の重要な原材料へのアクセスを改善するための様々な経済・通商交渉などの政策を行っていく、というようなことがうたわれております。

<スライド8>

その後、今スピードリーにヨーロッパで起きていることは、横断的に企業に非常に重い義務を課すようなサステナ規制の見直しというのがまず進みつつあり、また、それと併せて、産業分野別の通商産業政策が策定されてきています。これは報道でも多く取り上げられているのでご案内の方も多いと思いますが、やはり、ヨーロッパのサステナビリティ規制の中核ともいえた、CSRD（企業サステナビリティ報告指令）といわれる開示義務と、CSDDD（企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令）といわれるデューディリジェンスの実施の義務、これらを定めた規制が簡素化されるという形で、今年（2025年）の春から急速に議論が進んでおります。

CSDDDについては、そもそも適用の開始を延期する。また、デューディリジェンスの義務を軽減するために、サプライチェーンの末端までいろいろ調べるというよりは、まずは直接の取引先を調査するというところをスタートラインに置いて、何か懸念をうかがわせるような具体的な事情がある場合には、サプライチェーンを遡って、もっと深掘り調査をしなければいけないという形になっています。もともと全体的に調査を求められていると解釈されていたCSDDDのデューディリジェンスの義務を直接の取引先に原則絞り込み、何か問題がありそうだという事情がはっきりすれば、よりサプライチェーンの川上にも遡って検証していくという形に変わっています。

また、エンゲージするべき義務者として、どういう人と対話をすればよいかというステークホルダーの範囲も、国際機関やNGOといったものが除外されています。こうしたステークホルダーとは、いずれにせよ実務上はエンゲージしないとうまく運べないことが想定されますが、法律の義務としては除外されてきているということがございます。

また、こうした企業サステナビリティ・デューディリジェンスによって、サステナビリティに問題があった企業に対する民事訴訟の提起については、フランスではそうした法律がありますけれども、これをヨーロッパ全体で各国に民事責任の義務化をするという部分については見直されて、民事責任の法定義務は削除されております。

その他、開示義務を定めたCSRDも、大幅に対象企業が減るような形での提案が欧州委員会からなされて、今議会や閣僚理事会で審議されているというような状況でございます。

これを緩和と呼ぶのか、それとも、はじめの提案が野心的すぎたのかという点は、いろ

んな見方があると思いますし、今でも議論が継続しているわけですが、これはまだ固まつたわけではなくて、議会などでも活発に議論されております。ただ、実体ルールの修正、着地点はさておき、私が着目したのは、この見直しプロセスの早さというか、強引さとでも申し上げましょうか、先ほど申し上げたように、ヨーロッパが規制を作つて、それを企業に守らせて、そして国際的な影響力を發揮してきた背景には、誰かの思いつきとかただのトップダウンで、何か大胆な先端的な規制が入つたというよりは、議論を積み重ねて、ボトムアップかトップダウンかといわれば、どちらかというとボトムアップで、企業や市民社会や外国、もしくはアカデミアからもいろいろな意見を聞きながら、それを提言に取りまとめていって、そして規制として導入していくという、その過程に非常に強みがあつたわけです。

この横断的サステナ規制の見直し＝オムニバスパッケージといわれますけれども、これについては数か月の単位で非常に早く進めていて、かなりトップダウンで進めている傾向があります。従来ならこうしたサステナ関連の審議に必ず参加して意見を述べていたような専門家の人たちも関与ができていないというようなところを非常に批判する向きもあります。こうした部分がヨーロッパらしさをむしろ損なつている側面もあるのではないかとも思われます。裏を返せば、それだけ背に腹は代えられずに、スピードィーに進めているというところかもしれません。

そして、同時並行的に、産業振興策というのも次々に打ち出されていて、特に、まず、重点産業である金属分野（鉄鋼・金属）や自動車についてもそうした産業振興策というものが取り上げられています。自動車でいえば、例えば、EU域内のバッテリー産業の生産能力の強化、技術力の強化なども非常に強く打ち出されております。また、中国との関係を見直しつつも、もはやEVについては中国のほうに技術の最先端があるということで、中国からの投資については忌避するわけではなくて、この辺りはアメリカと少しトーンが違うところかもしれませんけれども、「欧洲に投資をさせるけれども、その代わりに中国の技術を持ってこい」という形でやつてゐる。これは実は、かつて中国がやつてゐたようなことです。つまり、アメリカや日本やヨーロッパから中国に投資するのは歓迎だけれども、技術も持つてこないといけないということを要請していたのは、むしろかつての中国だったわけですが、今は立場が逆転して、ヨーロッパが環境技術に関して、特にEVに関しては、「中国からの投資は歓迎するけれども、組み立てるだけでは駄目ですよ。ちゃんと技術も持つてきなさい」ということを言つてゐるというようなことがAuto Action Planなどでは見え始めております。

あと、ヨーロッパの化学産業もグローバルでヨーロッパは存在感が強いので、化学産業

に関しても産業振興策のパッケージというものが発表されるというふうに予想されております（講演者注：講演後の7月に実際に発表されています）。

<スライド9>

「循環経済に関する規制動向」というのは、詳細は省きますが、これもヨーロッパの特徴でございます。これは、右の図にあるようにグルッと円をなすようなモデルになるわけで、原材料を調達してから廃棄されるまでの一連の中で、資源の活用などを意識して循環経済を実現していくというようなパッケージの政策があり、そして、実際に法律・規制レベルでそれが導入されているものです。

バッテリーに関しては、EU バッテリー規則。そして、EU エコデザイン規則というのは、再利用を可能とするための製品の設計であるとか、そして、情報開示のあり方の要件を幅広く一般法として定めているものでして、欧州域内のさまざまな製品に適用されるという野心的な規則というのもございます。また、個別製品でいうと、自動車分野に適用される End-of-Life Vehicles 指令案というものが着目されていて、特に再生プラスチックですね、自動車はプラスチックを使っていますが、こうした再生プラスチックを自動車の製造に使う比率について、20%にするのか 25%にするのかで喧々諤々の議論が今ヨーロッパではなされています。

この循環経済を実現していくにあたっては、トレーサビリティがないといけない、追跡していくといけないので、同時にデジタルとつながるのですね。サプライチェーン・デューディリジェンスとかもそうですけれども、循環経済においても、サプライチェーンがどういうことになっているか追跡できないと検証できないので、それをデジタル化するというのがヨーロッパで同時になされているということです。バッテリー分野ではバッテリーパスポート、EU エコデザイン規則であればデジタルパスポートという、デジタル化の政策・規制というのも同時に導入されております。その意味で、サステナビリティとデジタル規制は車の両輪ともいえます。

<スライド10>

なぜ循環経済を取り上げたかというと、ヨーロッパが今直面している課題としては、グリーンを推進していくことに加えて、ヨーロッパの脆弱性として、やはり経済安全保障ですね、資源へのアクセスというのが域内では十分ではないということがあります。先ほど申し上げたように、循環経済を促進していくことで経済安全保障も図るということで、今後これは根強く推進される可能性が高い政策領域であるというふうに思っております。

そして、エネルギーの価格を下げていかないといけない。特に、ロシアのガスへの依存度を下げる、輸入化石燃料への依存度を低減していくために、しっかりとエネルギー市場とグリッドを強化して、再生可能エネルギーがより低成本で、かつ安定的に供給されるようなものをしっかりとやっていかなければいけないということです。これは環境のためにもなるし、また、ロシアへの依存度を下げるということで、今後も強力に推進されていくアジェンダであろうと考えております。

このあたりがサステナビリティと経済安全保障が合流するアジェンダでございますので、強力に推進されていく可能性が高いのではないかと思われます。

<スライド 11>

また、今、様々な企業のご関心、もしくは、ヨーロッパの中でもよく議論されているのは、ヨーロッパは今後脱炭素の目標・旗印を掲げ続けていくのかという点です。これは様々な見方があるところではございますけれども、加盟国の中にはこの脱炭素目標を明示的に支持する国も結構あります。また、ドイツなども、脱炭素目標維持を根拠に自動車支援策というものを大胆に引っ張り出そうとしている。つまり、「目標を維持する。では、その達成のために自動車産業を支援しなければいけないですよね」という形で、むしろ自国産業支援のために目標を掲げ続けるというような動きも見えております。

産業界の主要なステークホルダーとは、先ほど申し上げたとおり、集中的に欧州委員会が協議をして支援策を策定して、加えて部分的に規制を緩和したり柔軟化したりということをスピーディーに進めております。これは、目標を掲げ続けるために、背に腹は代えられず、どんどんと規制の緩和・柔軟化を実施しているというふうにみられております。

クリーンテックのサプライチェーンにおいては、やはり上流部分ですね、原材料とかコンポーネントになると中国の存在感が依然として大きいわけですが、最終工程とか一定の製品分野ではヨーロッパのグローバルな優位性が高いものがあって、風力発電、トラクションモーター、グリーン水素、ヒートポンプ等の例をこちらで挙げてますが、そうした意味では、ヨーロッパ産業競争力を世界の中で強化していくという流れからしても、グリーンテクノロジー、クリーンテックというのはまだ芽があるかもしれないと考える関係者も多くございます。

ここで脱炭素の目標を引き下げてしまうと、企業が投資するための萎縮効果、脱炭素に向けて様々な設備投資とか、新技術の開発とか、あとはグリッドの整備とか、投資を後押ししているわけですけれども、こうした投資自体も冷え込まないかという懸念も指摘されております。

そうしたことをいろいろ踏まえますと、私が今感じているところとしては、やはり、産業界のコスト増の不満とか各国の財政負担増加の不満が出てきているのは事実ですが、理想が行き過ぎて現実との乖離が大きいところについてはピンポイントに調整していくことで、時々に調整のための場当たり的な対応を是々非々で入れつつも、大本の脱炭素目標は変更せずに、そして、ヨーロッパが掲げる気候変動政策全体のレジームというものは維持し、進めていくのではないかと考えております。

<スライド 12>

今回の講演の前半は伊藤先生から米国のお話がございましたが、「米国というレンズを通して浮かび上がる EU の姿」というのも、ちょっと雑駁ではありますが、私なりに少し考えておりますところを申し上げます。まず、ヨーロッパのアメリカに対する国際経済政策の警戒というのは実はトランプの前から始まっていまして、私が国際通商に関する実務をやっていて、欧洲にとってショッキングだったのが、バイデン政権下の Chips Act といわれる半導体の大胆な支援策、そして、IRA (インフレ抑制法) の中にあった EV の支援策ではないかと思われます。これが、アメリカの露骨な自国産業誘致とアメリカ産のものを補助するという政策で、これによってヨーロッパ産業は空洞化するのではないかという危機感を当時ヨーロッパは非常に感じていました。ですから、EUにおける本格的な「産業政策を頑張らなければいけない」とか「経済安全保障政策を頑張らなければいけない」という契機になったのは、トランプの関税というよりは、実はバイデン政権下で行われたこうした自国産業支援策であったというふうにも指摘できるかと思っております。

また、ヨーロッパにおいては、脱ロシアというのはアジェンダとしてトッププライオリティに掲げられていて、本当にできるのかどうかはさておき、非常に強い支持をもってロシア産のガスからの脱却というのはうたわっていました。その意味では、バイデン政権は LNG (液化天然ガス) の輸出に非常に慎重だったわけですが、トランプは「どんどん買ってくれ」というスタンスですので、どちらかというと、これは EU と米国の利益がマッチする部分、トランプが推進する米国産の LNG 輸出というのは戦略的にヨーロッパにとって非常にマッチするし重要だという指摘ができるかと思っております。

デジタル規制については、トランプ政権になり、ヨーロッパとアメリカの対立が非常に深いところですが、これはやはり社会経済的な背景があります。つまり、イノベーションを生む土壌なのか、それとも、イノベーターの制御をより重視するのか。または、個人のデータコントロール権や言論の「健全性」を重視する EU と、それよりは表現の自由、企業活動の自由を尊重し、規制がないほうがよいと考える、レッセフェールを基調とするアメ

リカの価値観の違いなどもある中で、デジタルというのは今非常に対立しやすいアジェンダとして先鋭化していると思います。

そして、アメリカの安全保障政策のインド太平洋シフト、中国シフトは、逆にいうとロシア軽視につながっているわけですけれども、欧州における防衛費の増額、中長期的には米国に依存しない防衛産業・サプライチェーンを作らないといけないということで、欧州の防衛の目覚めになっておりまして、今年（2025年）の6月にも欧州再軍備計画というものが欧州委員会から発表されております。また、今月、パリでの航空ショー（航空宇宙産業見本市）とタイミングを合わせて、日本とヨーロッパの間でも防衛産業の協力に関していろいろと進めていきましょうという大きな動きもあり、報道等でも着目されております。

アメリカとヨーロッパ、さらに日本もですが、私が国際通商法の弁護士としてずっと感じているのは、これらの国々が直面する課題は本質的には共通していて、それは端的に言うと、中国等の過剰生産能力、そして、自由貿易で相互依存を究極的に高めていった結果発生する、「何か政治的に問題があったら、あなたの国には資源を輸出しないよ。もしくは、あなたの国からは輸入しないよ」というのが典型的ですけれども、相互依存関係が深まつた上ではしごを外すという、いわゆる経済的威圧の問題ですね。これが本質的な問題であり、これにどう対応するかというのをアメリカ、ヨーロッパ、日本はずっと考えてきているわけですが、アメリカとヨーロッパと日本が協力しながら解決していくのか、それとも、それが対処するのかという部分がバイデン政権とトランプ政権の大きな違いかもしれません。ただ、本質的に向き合う課題は同じなので、例えば、日米交渉でもよく着目されているように、この本質的な課題に対してアメリカと日本で協力しながら解決していくましょうという提案を日本としては頑張ってやっています。もちろん、それだけで解決するほど簡単ではないのですけれども、欧州と米国の対立や相違点ばかりをみるのではなく、ここは忘れてはいけない非常に重要な視点だというふうに私は考えております。

トランプ政権は、気に入らない国には関税を上げ、かつ、マルチナショナルなものではなくて二国間、一対一の交渉で解決していくという手法が非常に目立って、大きく取り上げられていますが、私が見るに、実はヨーロッパというのはそれをずいぶん昔からやっているなという感じがありますし、より洗練されて、逆に言うと狡猾にやっているのがヨーロッパだというふうに思っております。自国の基準を一方的に適用して、それを守れる国との間ではデータの移転を許可したり、もしくは、脱炭素の基準を満たしているものには賦課金をかけないというような、CBAMもそうですし、GDPRはデータ移転もそうですし、今廃案に追い込まれつつありますが、EUDR（欧州森林破壊防止規則）といわれるような森林減少規則に関しても同じで、ヨーロッパが考える価値観というのがまずあって、「この価値

観を共有する人との間では交易をします」というスタンスは、どちらかというと EU に強いと思います。特朗普さんが着目されていますけれども、洗練度とか国際ルールにどれぐらい準拠しているかという意味では大きく違いますが、根本発想としては、自国の基準をまずセットアップして、それに沿うか沿わないかという基準をもって二国間でどれぐらいのお付き合いをするかという考え方は、実はヨーロッパにも結構根強かつたりもするところです。

そして、脱米国をヨーロッパは意識しております、その代わり、「多角化」として、南米や ASEAN といった国々との経済連携交渉を加速して妥結しておりますし、また、中国との間合いの取り方をニュアンスのあるものに変えつつあります。基本的には、まず、貿易では守りを強化して、他方、有意義な中国からの投資は促進するというような、Yes or No というよりは、ヨーロッパのためになるものになるべく実現できるよう中国と付き合っていくという形で、ニュアンスのあるものに変えていっております。日本に関しては、日本でも議論していますけれども、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）と日 EU 経済連携協定 (EPA) をいかにうまく連携させることで巨大なルール圏、経済圏を作っていくかというような議論が出てきております。

<スライド13>

最後に、簡単に結論めいたことを申し上げますと、今、ヨーロッパのゲームプランは変化を余儀なくされておりまして、苦境に立たされており、これは簡単ではなく、いろんな課題に直面しているので、それをクリアできるかどうかは非常に狭い道になっております。そういう意味では「隘路」なのですけれども、他方、脱炭素や環境を軸とした欧州の経済産業政策というのは、理想主義的な側面から産業寄りの現実路線への修正を迫られつつも、何とかこの狭い隘路を通り抜けて進んでいこうというのが今のヨーロッパではないかとうふうに思っております。

また、脱炭素等に加えまして、では、欧州とは何なのかという欧州アイデンティティですけれども、アメリカ、ロシア、中国との距離感を今急速に調整し直していく中で、より自立的なヨーロッパという姿も意識されているという局面にあります。ただ、ヨーロッパというアイデンティティと加盟国それぞれのアイデンティティというのは、ヨーロッパでは重複的・重畳的に存在しますので、これは綱引きのように引っ張り合っております。アメリカやロシアがドラスティックな動きをしているので、それが外圧的に作用すると、ヨーロッパでまとまって頑張らなければいけないという感じで結束を意識する契機にもなっております。同時に、皆さんには報道をご覧になっていると思いますが、他方で、米国、ロ

シア、中国からヨーロッパ加盟国のまた違う政治勢力にそれぞれ切り崩し作戦が行われております。固まって強いヨーロッパというのはアメリカやロシア、中国からするとやりにくいということになりますので、切り崩しも行われているわけで、極右をトランプさんが応援しているのではないかとか、あとは、中国やロシアがハンガリーのような政治的、経済的に関係の深い東欧の国に影響力を発揮しているのではないかとか、そういう状況があります。

そうした中で、ヨーロッパは厳しい隘路に立っていますが、何とか歩み続けようとして、欧州市民社会をベースとするような気候変動対策と環境対策をしっかりとやっていく、また、ヨーロッパとしての結束というアイデンティティを何とか再構築するような過程にあるのではないかかなというふうに思っております。

雑駁な話ではございましたけれども、以上でヨーロッパに関するプレゼンテーションを終わりたいと思います。

(司会) 藤井先生、どうもありがとうございました。欧州のアイデンティティというお話をから、もともと「規制の帝国」といわれていた欧州が現在は規制緩和に動いていること、米国の動きに対し欧州が現在何を考えて、どんな政策をとっているのか、その背景について非常に興味深く拝聴させていただきました。

質疑応答

(司会) それでは、質疑応答に入りたいと思います。さっそく質問が寄せられておりますので、私のほうで読み上げていきたいと思います。「アメリカや欧州の現状をよくご存じの両先生にうかがいたいのですが、混沌とした国際社会で日本が綱引きをする上で、日本の強みはどのようなものとお考えですか」というご質問が来ております。では、最初に伊藤先生にお答えいただいて、その後に藤井先生にお答えいただけますでしょうか。

(伊藤) 一言で言えば、世界のトップを行く最先端の技術力を維持するということに尽きると思います。昔は日本の市場というのもある程度世界に対して影響力を行使する要因になっていたわけですけれども、日本の市場は縮小しているわけです。今では技術力が安全保障と直結する世の中になっていて、日本が何らかの形で世界に影響力を発揮できると世界から構ってもらえます。日本にしかないものということになると、日本には資源も何もないですから、残された資源というのは技術力です。これを国の方針としていかに

して向上させていって、トップを走り続ける分野を維持し、さらにできれば拡大していくかということに尽きるのではないかと思います。

(藤井) ヨーロッパの関係では、まず、環境対応とか気候変動対策とか循環経済とか、ものすごく野心的なアジェンダを掲げていますが、それを実現するのは企業の技術とか製品とか創意工夫でございますので、ヨーロッパだけではできないというのはヨーロッパもわかっています。ただ、アメリカに依存するのも難しいし、ロシア、中国というのもなかなか悩ましいという中で、日本は非常に戦略的に信頼のできるパートナーであると産業界的にも見られつつあります。そのチャンスを生かして、では、日本としてはそこにどう貢献するかというと、伊藤先生がおっしゃいましたように、やはり技術力とか、あと、理想主義的とは別な、プラクティカルな企業のソリューションというものがヨーロッパには非常に受けるというところもございますので、そうしたところが強みになっていくのではないかと思っております。

また、国際政治面においては、アメリカと異なり、ヨーロッパと日本はそれぞれ一定の妥協を迫られつつも、国際ルールなどの価値を基本的にはまだ信じている国・地域でございますので、こうしたところでの信頼関係の強化というのも日本の強みになっているのではないかなと思います。ですので、CPTPP を何とか日 EU-EPA と連携させて、新しい国際貿易投資秩序というのを徐々に構築できないか等の野心的な話なども出てきているのは、そういう背景があるのかなと思っております。

(伊藤) あともう一点、日本に残されたものという意味では、日本が高度経済成長をする過程で蓄積してきた資金力、これがまだ日本の優秀な企業の中には残っております。したがって、これから将来の日本の発展に向けた技術力の促進ということも含めて、日本企業がサバイブしていく上でどうやって投資をしていくのか。日本国内もあるでしょうし、海外もあるでしょうが、過去の大きな遺産である資本の蓄積、資金力の活用、積極的な運用を考えていくということも日本の強みの一つではないかと思います。

(司会) 次の質問をいただきました。「本日のお話の中で、個別の企業としてなかなか対応できることも多く、日本政府にリーダーシップをとっていただくしかないかと考えますが、いかがでしょうか」。日本政府等の相談をよく受けていらっしゃる伊藤先生、この点いかがでしょうか。

(伊藤) もちろん、大局的な国と国との環境作り、枠組みという意味では、日本政府が日本の国益を堅持して交渉していただくというのは当然でございますけれども、それだけでは、どれだけ時間がかかるのかとか、どういう方向で解決されるのかということがまだ不確定な状況で、企業としての独自の努力ができないのかどうかということになると思います。

これは、日本の企業に限らず、外国の企業も、アメリカの企業にとっても、特にトランプ政権になってから動きが見られるのは、先ほどお話ししたように、トランプ政権というのはいろんな利益団体のアプローチを受けています。それによって、自らにとってデイールをする価値があるアプローチについては聞く耳を持っているということです。例えば追加関税の例を見ても、もちろん、追加関税によって大きなインパクトを受ける、アメリカ市場に自分たちの商品を輸出している企業にとっては死活問題になるわけですが、その中で、その適用を何とかして除外してもらえないのかとか、あるいは、例外的な条項で特別扱いをしてくれないのかというアプローチはもう既に起きております。それは個々の企業レベルでロビイストを使って行われている場合もあれば、業界が一団となって、産業団体を通じてロビー活動を行っているという現象も見られております。

追加関税については、今のところトランプ政権は、複数の外国政府と同時並行的に勧めている二国間交渉を有利に進めるために、戦略として一応は門前払いをしている形になっているようですけれども、今後、政府レベルでの大枠ができると、それを与件として各個別企業の利害関係がもう少し鮮明になってくるはずですので、それによって、次に自らのロビー活動によって自分たちがサバイブができるような決定を大統領に下してもらえないのかということは真剣に考える価値があると思います。そのために、関連する市場の情報の収集とか、競合他社の動き、パートナー企業との連携など、ロビイングのための準備をしている分野・産業もあるというふうに聞いております。

したがって、民間企業の立場から全く何もできないということではなくて、もちろん、産業にもよりますし、自分たちがアメリカの経済、社会、安全保障にどういう貢献ができるのかという観点からも、いろんな立場があると思いますけれども、「今のトランプ政権が掲げているアメリカ第一主義のラインに沿った形で貢献することができるのだ。それを認めることがトランプ政権やアメリカにとって国益につながるのだ」というアプローチをとるということが非常に重要になってくるのではないかと思います。

(司会) 藤井先生、欧州はどのような感じでしょうか。

(藤井) 企業の役割は大きいと思っております。欧州においては、先ほど「政策過程が非常に重要だ」と申し上げましたが、日本から言われたということよりも、実は、欧州が信頼するのは、企業からの技術的に中立的なインプットというのを非常に重視しています。やはり、欧州の大きな政策の方向性に寄り添いつつも、ビジネスとか技術の実際に即したインプットを欧州委員会にすることで、それは逆に、日本が「こうです」と言っていることよりも、どちらかというと受け入れられやすいという場面も多々ございます。そのような形で、実際にヨーロッパの企業、日本の企業、アメリカの企業などは欧州委員会にいろいろとインプットをしています。

今は調整局面にあると申し上げましたけれども、大きな気候変動対策とか、それに基づく産業政策とか経済政策は押し進めつつも、部分的に様々に修正しているところですので、その個別の修正の中身がどうなるかという部分については、政府がそれぞれの企業とか産業界全てを把握してそれぞれ修正するというわけではなくて、どちらかというと企業や業界団体の側からのインプットというのが盛んに行われているというのが実態かと思っておりますので、企業の役割というのは非常に大きいと思っております。

(伊藤) 一点だけ、非常に実務的で戦術的なレベルの議論なのですけれども、トランプ政権の実施していることに対して表立って対抗するような姿勢や露骨な批判をするということは、トランプ政権から必ず報復を受けることになりますので、不満や批判があっても、伝える手段としては、対外的にトランプ政権の政策を批判することにより世論の力をを利用して同政権に圧力をかけようとするよりは、水面下でトランプ政権と非常につながりの強い人たち・グループ・団体を通じてメッセージを伝えて、「我々の主張を認めることがいかにトランプ政権や米国の利益になるか」という視点から説得を静かに行っていくというのが非常に重要ではないかと思います。

(司会) 次の質問に参ります。「米国と欧州において、法の支配の達成度はそれぞれ今後どのように推移するとお考えでしょうか」。これも、先に伊藤先生からおうかがいできますでしょうか。

(伊藤) 先ほど私が申し上げたとおり、トランプ政権が進めている政策や具体的な行政措置に対して、多方面から既に「これは憲法に反する」とか「大統領の権限外である」とか、あるいは「成文法に違反する」というような主張で、多数の訴訟が進行しています。それは少なくとも、行政権の一方的な支配を避けるために、司法権を巻き込んで、究極的

には憲法判断をしてもらうという意味で、メカニズムとしては今まさにそれが機能し続けているということがいえるのではないかと思います。

他方、トランプ政権は自らの政策や行政措置が司法面で挑戦をうけることも当然十分承知の上で、4年間緻密な計画を立てて、一気に堰を切ったように政策を打ち出しているわけです。議論を呼ぶ政策を一気に出すというのもトランプ政権の戦術の一つであって、それによって司法プロセスが、非常に訴訟の件数が増えてきて、リソースが足りなくなってきて、十分に時宜を得た司法審査が得られるのかということも心配する動きが出ております。したがって、制度としてはあるけれども、それがうまく機能する形で司法権を発揮できるのかという意味では不安視する声も聞かれます。

同時に、今まで、一応法治国家ということで、法律に沿った形で政策を出してきている側面はあるわけですが、法律ではなかなか細かいところまで規制していない、今までの慣行や伝統や不文律によってワシントンの秩序が保たれていたという側面もございます。そのような側面を一気に破壊しようというのがトランプ政権自体のキャンペーンの目標の一つでありますので、そこを狙った政策というのは、実は、最高裁が最終的にどういうふうな判断をするのかというところがわからないと、場合によっては憲法の規定上認められるのではないかという判断も出てきております。したがって、今までの紳士協定によって秩序が守られていたものが全て一気に壊されるとは思いませんが、そういう秩序が崩れる中で、法律だけを盾に取ってどこまで抵抗できるのか、特に、大統領の権限を司法面で最終的に判断できるのは最高裁ということになりますので、その最高裁がどのように機能し、判断をしていくのかというのが非常に注目されるところでございます。

(司会) 藤井先生、欧州はどのような感じでしょうか。

(藤井) いくつかのレイヤーに分けて話せると思いますけれども、簡潔に申し上げますと、やはり欧州のアイデンティティという文脈からは、今欧州が意識しているのは、既にフォンデアライエンも言っているように、「法の支配の最後の砦になる」というのを国際社会にアピールしています。その裏返しといえば、人の支配が強くなってきている国、例えば、中国、ロシア、そしてアメリカでもそうなりつつあるのではないかといった雰囲気の中で、ヨーロッパの強みとして法の支配と予測可能性というのを標榜して打ち出しています。実際、欧州委員会は何でもできるわけではなくて、規制の提出権限を欧州委員会は独占しているのですが、それが彼らの権力の源泉なので、規制を尊重します。そのプロセスを尊重して、でき上がった規制をちゃんと実施して、その規制の違反に厳正に対処すること

とがむしろ欧州委員会の権力の源泉ですので、そういう意味でも、リーガリストイックなアプローチをせざるを得ないというところはあると思います。

ただ、少し懸念としては、加盟国ベースでは法の支配に対する懷疑というのが強くなっています。そもそも、加盟国になるには「法の支配や基本原則を守ります」ということを約束しないと入れないのですが、入ったのだけれども、司法の独立や検閲とかいった観点から、ちゃんと法の支配を貫徹できていない国というのは実は欧州連合の中にもいます。これは、本当は何かしらの制裁をしないといけないのではないかと毎回議論になるわけですが、なかなかそこまではできなくて、欧州連合の中にも法の支配に対する価値を共有していない国というのがいて、それが一定期間、文句は言われるのだけれども居続けて、そして、そこにロシアとかアメリカとか中国とかの手が伸びている。そういう縄引きがあるので、法の支配という観点からも注意して見ないといけない部分は欧州にもあるかと思っております。

(司会) 次の質問は、「トランプ政権が様々な既存の規制にチャレンジしていくというお話しに、目から鱗が落ちた想いでした。一方で、関税政策に対して州単位で違憲判断が出るなど、必ずしも一枚岩ではない部分も見えてきています。FCPAについてトランプが執行停止を求めましたが、実務感覚として、このような動きが続くのでしょうか。アメリカが海外の汚職を取り締まることをやめていくのでしょうか」という質問です。これは伊藤先生にお願いいたします。

(伊藤) トランプ関税について訴訟が進行中であって、それがどうなるのかということですが、トランプ関税全てについて訴訟があるというよりは、あまりテクニカルな話は差し控えますが、トランプ第二次政権発足後課されている多様な追加関税のなかで、現在訴訟の対象になっているのは、国際緊急経済権限法(IEEPA)を根拠に追加関税が課されている相互関税などで、別の法律に基づき賦課されている追加関税は訴訟の対象にはなっていません。現在進行中の訴訟について言えば、当然、第一審は連邦の地裁や、あるいは米国国際貿易裁判所で現在手続きが進行中なのですが、トランプ政権の政策、行政措置などに対する訴訟手続きにつき、一般論として述べますと、第一審でネガティブな判断が出た場合には、トランプ政権は直ちに上訴して、控訴裁や最高裁から下級裁判所の判決の執行を当面停止することなどに関する判断を緊急措置として求めるという流れが定着しております。これはトランプ政権の措置に対する全ての訴訟について同じようなパターンで進行しているというわけではないのですが、関税についてもそのようなパターンになっているような

印象を受けます。第一審で違憲判決あるいは違法判決が下されたあと、それをいきなり全米に適用されることはあまりにもインパクトが大きいということで、当然トランプ政権は直ちに連邦控訴裁判所に上訴しましたが、控訴裁判所は、控訴裁判所が判断を下すまでは、第一審が下した相互関税などの賦課の差し止め命令の執行をとりあえずは停止するとの判断になっています。今後は控訴裁判所が判決を下し、それに対してさらに最高裁に上訴されることとなるものと想定されます。それで、相互関税に関する最高裁判所の究極的な判断がどうなるかということについては、予断は避けたいのですが、今大統領が国際緊急経済権限法に基づいて追加関税をしている相互関税についても究極的には認められるという前提で、裁判によってそれが覆されるという期待はしないほうがよいのではないかというふうに思います。いずれにせよ、仮に IEEPA に基づく相互関税が違憲であるとの判決が最高裁により下されたとしても、トランプ政権は、232 条や 301 条など、時間はかかりますが、他の根拠法に基づき同様の関税の賦課をすることができます。

2 番目の、FCPA（海外腐敗行為防止法）の法執行はどうなるのかという点について、これは FCPA に限らず、トランプ政権のボンディ司法長官から「司法省の限られた資源をどの分野に重点的に使用していくのか」というメモランダムが出ている中で、「FCPA の優先度は低い」とはっきりと出ております。これ以外にも、「この分野での優先度は低い」というようなところが出ておりまし、同時に、「この分野では強化したい」という分野が出てきております。いずれにせよ、FCPA について言えば、大統領令でまず FCPA の法執行の停止の指示が出され、これを受けた法執行の優先度に関する司法長官のメモランダムで、FCPA の優先度が低いことが明確にされて、その後 FCPA の執行に関する新たなガイドラインが出されたという、トランプ第二次政権による発表のこれまでの流れから見ると、一部の深刻な違反事件を除き、FCPA の法執行を優先的に行っていかないという姿勢が明確に出ておりますので、実際問題として、今までのようなレベルでの FCPA のエンフォースメントが積極的に行われるということは考えにくいと思います。

あともう一点、ちょっと脱線しますけれども、司法省が限られた資源をトランプ政策の有効的な実施のために活用していくのかという中で注目されている法律に、False Claims Act（不正請求防止法）というものがございます。これは、連邦政府に対して事実と異なる申立てや申請をする、要するに、虚偽の説明を政府に対して行った場合には、刑事罰も含めて責任を問うという法律です。この False Claims Act というのは今まで限定的に使われていたわけですが、連邦政府と何らかの接点があれば、適用され得る法律の枠組みになっていますので、司法省の方針によっては、どこでも利用できます。つまり、悪気もないのに政府に対して誤った情報を出したというのはいろんな文脈であると思いますが、それに

よって、False Claims Act を理由に、最悪の場合には刑事訴追をされるリスクもありますので、特に、連邦政府機関などと調達契約を締結するとか、連邦政府調達契約の当事者に対して下請けの仕事をするなど、対連邦政府関係で直接的・間接的に仕事をされている事業の方、あるいは、連邦政府に何らかの申請や申告をしたり、その他の情報を提供するという立場にある企業の方は、かなり気をつけて False Claims Act に違反したということにならないよう慎重な対応が求められると思います。

(司会) 時間も来ているのですが、質問があと 3 つですので、お答えいただければと思います。まず、「アメリカあるいはヨーロッパからアジア地域経済における日本の地位はどう見られていますか。中国またはインド太平洋との関係で分けていただいて結構です」ということで、アメリカやヨーロッパから日本はどのように見えているのかという質問になります。これは先に藤井先生からお話しいただけますでしょうか。

(藤井) 日本とヨーロッパというのは、例えば日本から見ると、中国とか ASEAN とかアメリカが経済的には非常に深くて、ヨーロッパは少し遠い関係だったわけですが、ヨーロッパのほうから見ていると、アメリカとの距離が出てきていて、中国とも警戒しつつも付き合うという中で、先ほどの繰り返しになりますが、日本との関係を非常に重視してきています。そして、ASEAN が今非常に重視されているということで、経済連携交渉なども取りまとめています。そういう意味では、日本や ASEAN とかをインクルーシブにやっていきたいというヨーロッパの動きはあるのですが、他方で、ヨーロッパの産業界を守っていくという関係からは、単純に輸出をたくさんヨーロッパに増やせるかというと、先ほど申し上げたように、各産業、アクションプランで、そうした動きについてはアンチダンピング、相殺関税、セーフガードとか、その他迂回防止措置などを活用しながら守っていくという姿勢も出てきていますので、どう戦略的にヨーロッパと win-win の経済関係を築いていくかというところが非常に重要になっていて、それが多く提案できるポテンシャルがあるのはやはり日本だということで非常に着目されているというふうに感じます。

(司会) 伊藤先生はいかがでしょうか。

(伊藤) アメリカから見た日本の地位ということなのですが、バイデン政権時代からトランプ政権時代まで一貫して、バイデン政権以前の時代からもそうなのですが、米政府関係者の間での日本の戦略的な重要性に関する認識はますます高まりつつあるというのが第

1点です。その背後には当然中国があるわけで、中国と覇権争いをする中で、これまで長い間同盟関係を維持してきた日本は、経済的には相対的な影響力が弱まっているとはいえ、先ほど申し上げた技術力は維持しています。そして、地理的にも中国に近くて、アメリカに対する投資という観点からも貢献してもらっているという意味で、利害関係が共通する部分がかなり大きいので、これからアメリカが中国と対峙していく中で、日本とのチームワーク、同盟関係を強化していくということは不可欠だという認識はトランプ政権も持っているのではないかというふうに思います。

(司会) 質問はあと2つにしたいと思います。「弊社は産業財メーカーであり、開発・製造過程において環境配慮をしております。さらに言いますと、米国、EU内には競合する会社はほぼないと認識しております、競合会社は中国企業です。先生方のご説明により、弊社のみでのロビイングは有効かと理解いたしましたが、私の理解は正しいでしょうか」という実務的な質問になりますが、伊藤先生、いかがでしょうか。

(伊藤) 2点ございまして、第1は、世界に類のない技術をお持ちであるという企業であれば、まず、自社の知的財産を保護するための総合的な体制を整えておくことが特に重要です。この一環として、外部の者が不正利用、不正アクセス、盗用等をすることのないように守りを固める、研究を続けながら守りを固めていく、というのが重要であることは言うまでもございません。

第2に、そのような特異な技術を持っている企業であれば、当然アメリカにとっても貢献できるという主張はできるわけで、「この企業がアメリカへのアクセスに障害があるということになれば、米国企業、米国民、米国政府にとり有害な問題をもたらすことになり、アメリカの国益に反することになる」などというロジックからロビイングをするということは、当然プレゼンテーションの仕方にもよりますけれども、効果はあり得ると思います。

(司会) 藤井先生、ヨーロッパではいかがでしょうか。

(藤井) 環境関連のものということであれば、先ほど申し上げたように、隘路を行こうとしているヨーロッパがまさに求めているのは「環境にもよいし、ビジネスとしてもマイクセンスする」技術なので、その部分では非常にスイートスポットになり得るので、きちんと欧州委員会やステークホルダー等にインプットしていくというのが非常に重要なと感想しますし、評価されると思います。

その関係では、今、欧州ではレジリエンスの強化ということが非常に流行っておりまして、それは特定の国に依存しないということなので、まさにコンペティターが中国企業のみということであれば、今は中国企業だけに依存するヨーロッパではなくて、リスクを分散することが非常に鍵になっていますので、そういう意味でも非常にチャンスがヨーロッパでは広がりつつあるというふうに思います。

あとは、「個社でやるのか、ほかの人と組むのか」という論点については、競争者と一緒にやることだけがロビイングではなくて、今欧州で非常に強いのはサプライチェーンですね。つまり、競争者だけではなくて、ユーザーもしくは原材料の供給者、もしくは、そういう人たちがまさに欧州の抱える課題の解決のためにサプライチェーン全体でしっかりとソリューションを提供できますというような打ち出し方をしてやると、より対話に応じるし、意見が聞かれやすいということがございます。そういう意味では、ひょっとしたら、コンペティターと組んで産業界でロビイングするだけではなくて、欧州域内のユーザーさんとか、もしくは、欧州の加盟国の政府と一緒に組んで欧州委員会へロビイングしていくとか、そういうような進め方というのもあり得るので、必ずしも個社だけでやらなければいけないわけではないと思っております。ただ、拝聴するに、まず個社としてもしっかりとインプットしていくというのが基本の一歩になるのではないかかなというふうには思います。

(伊藤) ロビイングの仕方についても、藤井先生に全く同感で、日本企業が単独で直接ホワイトハウスにアプローチするよりも、アメリカの有力な企業と手を組むことができれば、それと一緒にになってホワイトハウスにアプローチするというのは非常に有益だと思います。

それから、環境技術ということについては、ご案内のとおり、トランプ政権は、今までのグリーン運動に対して異なるアプローチをとるという姿勢を示しておりますので、御社がお持つの環境技術が、トランプ第二次政権下での環境政策との関係上、どの程度整合性がつき、トランプ政権が推進している政策に役立つか、などということについても、いきなりロビイングを検討する前に、そもそもウェルカムされるような技術なのか、トランプ政権としてそれほど構う必要がないというふうに思われている技術なのか、そのところも客観的な評価をしておく必要があると思います。

(司会) 最後の質問に移りたいと思います。「DEI を撤回する方針などは 4 年間続かない可能性もあると個人的には思うのですが、トランプ政権の今の方針は基本的に 4 年間続くのか、支持率の推移を見ながら臨機応変に動くのか、トランプ政権がどの程度の計画性を

持っているのかについて印象をうかがえれば幸いです」。これは伊藤先生にお願いいたします。

(伊藤) 単純な答えになりますけれども、トランプ政権が推進している「違法な DEI を排除する」というのはかなりトランプ大統領個人の強い信念に基づくものと思われ、あまり表には出てきませんが、本音ではそのような考えを支持している関係者も多数いると思われますので、トランプ政権が続く限り「違法な D E I 排除」の方針は続くというふうに想定しておくべきだと思います。

(司会) それでは、これで質疑応答は締めさせていただいて、最後に ABLF 酒井副代表から閉会の挨拶をお願いします。

閉会挨拶

酒井 邦彦 (ABLF 副代表、TMI 総合法律事務所 弁護士)

副代表の酒井でございます。今日は本当に伊藤先生、藤井先生のお話はすばらしくて、実は、我々との打ち合わせの時に、お二人とも「我々は歴史の大きな転換点にいるので、足下の関税とかそういう話ではなくて、大きな政治、経済、社会の動きを捉えて講演をしましょう」という話になっていましたところ、今日のお話はほかではまず聞けないようなお話だったと思います。お二人とも法律家とは思えないような感じで、非常に幅広い知見を我々に教えていただいたので、是非、今日のお話とスライドを皆様反芻していただくと、かなり大局観がつかめて、数年先までの景色がクリアになって、企業戦略を考える上でも羅針盤になるのではないかなと思っております。

私自身、実は 1990 年に在アメリカ大使館にいて、アメリカ内政をずっとウォッチしていた関係で、若干手短に、大きな話だけすると、一つは、我々はグローバリゼーションの終わりにいるということです。グローバリゼーションというのは、ご存じのとおり、1980 年代にサッチャー・レーガンで仕掛け、「このグローバリゼーションで規制緩和をすれば利益がアメリカ、ヨーロッパに戻ってくるぞ」という思惑の下にやってみたら、蓋を開けたら中国が一人勝ちということで、それで、グローバリゼーション・ファティーグ（グローバル疲れ）というのが出てきました。その結果、ブレギット、トランプ政権の誕生というのが出てきたので、このグローバリゼーションの終わりという大きな流れが一つあるということです。

それから、これはあまり皆で議論されていないことなのですが、実はエリート対非エリ

ートの戦いというのがあって、1990年代から、ワシントンのインナーサークルというエリートに対する批判はふつふつとあったのですが、それがここに来て一挙に吹き出てきたということです。これはエリートに対する一つのルサンチマンなのですね。ですから、象徴的なのは、特朗普はエリートの象徴であるハーバード大学を攻撃して、一方、EUではマクロンが、やはりフランスのエリートの象徴であるENA（高級官僚養成所・国立行政院）というのを廃止しているのですね。これは非エリートとエリートとのせめぎ合いという形で、そして、ポピュリズムは押しなべて非エリート側に立つという構図があります。ブレグジットを見ても、実はエリートの多くはEUに残るという選択で、非エリートは多数がEUから離脱というようなことです。大きな流れとしてグローバリゼーションとかエリートと非エリートの問題というのが底流に流れているということです。

今日いくつか出た中で、アメリカはこれから国際社会でどうするのかということについても、たぶん大きな流れとしては、アメリカは「もう僕をお父さんと呼ばないで」ということなのですね。それまでは日本もEUも「お父さん、お父さん」と言っていたのが、アメリカはそれが非常に負担になってきた。だけれども、そうは言いながら、お兄さんぐらいという感じですかね。ですから、これから安全保障とか経済を考えるにあたっても、もうお父さんではなくてお兄さんだという理解が必要で、そういう中ではEUはアメリカからの自立という方向に向かっていきますが、日本にとっても、やはりEUには人権とか環境というのは牙城として守っていただきたいなという感じがします。

最後に、私が非常に懸念しているのが、アメリカが世界からエリートを集めていくシステム・仕組みができ上がっていて、実はこれがアメリカの最大の強みでした。ところが、今どんどん世界の人たちがアメリカから出ていってしまって、これはアメリカの競争力にとって非常に深刻な問題です。やはり、アメリカに競争力を維持してもらうのが世界の安定につながるので、ここは何とか、アメリカが多くの優秀な科学者あるいは芸術家たちが集まって、そこでクリエイティブなことができる場であることを、日本としても後押ししたいなと思っています。

以上ですが、本当に今日はすばらしいご講演を、伊藤先生、藤井先生、ありがとうございました。

(司会)　酒井副代表、ありがとうございました。また、伊藤先生、藤井先生、今日は本当にすばらしいお話をいただきまして、改めまして御礼申し上げたいと思います。

それでは、これをもちまして、アジアビジネスローフォーラム研究会「トランプ政権の今後と日本の課題～変貌する米国と新しい世界秩序への対処」を終了します。皆様、本日

は当研究会にご参加いただきまして誠にありがとうございました。

以上

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 東 義之